

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| No | 6 | 府省庁名 復興庁・経済産業省・国土交通省 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|----------------------|--|----|----------|------|------|--------|-------------------|-----|--|------|------------------|-----|---------------------|-------|------------------|-----|---------------------|
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車取得税、自動車税、軽自動車税） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要望項目名 | 被災自動車等の代替自動車等として取得した自動車等に係る自動車関係諸税の特例の適用期限の延長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要望内容（概要） | ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災により滅失等した自動車等（以下、「被災自動車等」）の所有者のうち、被災自動車等の代替として新たに自動車等（以下、「代替自動車等」）を取得する者 ・特例措置の内容 現在、被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合、自動車取得税、自動車税、軽自動車税について、それぞれ以下の通り特例措置を受けることができる。 現行の特例措置の期限が切れた後も、被災者による代替自動車等の取得が継続すると見込まれることから、それぞれ以下の通り適用期限を延長する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>現行の特例の対象</th> <th>措置内容</th> <th>要望内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>平成26年3月31日までの間に取得</td> <td>非課税</td> <td>適用期限を平成28年3月31日までの2年間又は自動車取得税の廃止時期まで延長</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>平成23年度～25年度の各年度分</td> <td>非課税</td> <td>適用期限を平成27年度分まで2年間延長</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>平成23年度～25年度の各年度分</td> <td>非課税</td> <td>適用期限を平成27年度分まで2年間延長</td> </tr> </tbody> </table> | | | 税目 | 現行の特例の対象 | 措置内容 | 要望内容 | 自動車取得税 | 平成26年3月31日までの間に取得 | 非課税 | 適用期限を平成28年3月31日までの2年間又は自動車取得税の廃止時期まで延長 | 自動車税 | 平成23年度～25年度の各年度分 | 非課税 | 適用期限を平成27年度分まで2年間延長 | 軽自動車税 | 平成23年度～25年度の各年度分 | 非課税 | 適用期限を平成27年度分まで2年間延長 |
| 税目 | 現行の特例の対象 | 措置内容 | 要望内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車取得税 | 平成26年3月31日までの間に取得 | 非課税 | 適用期限を平成28年3月31日までの2年間又は自動車取得税の廃止時期まで延長 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車税 | 平成23年度～25年度の各年度分 | 非課税 | 適用期限を平成27年度分まで2年間延長 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽自動車税 | 平成23年度～25年度の各年度分 | 非課税 | 適用期限を平成27年度分まで2年間延長 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係条文 | 地方税法附則第52条、54条、57条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減収見込額 | [初年度] () [平年度] () [改正増減収額] (単位：百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要望理由 | (1) 政策目的 被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担を軽減する。 (2) 施策の必要性 平成23年3月11日の東日本大震災の発災以降の被災自動車等の台数は約16万台に上る。 一方、本特例措置が講じられてから平成25年6月末までの間、国税である自動車重量税の特例措置を受けた代替自動車等の台数は約5万5千台であり、被災自動車等の台数の約3割強にとどまっている（平成25年6月末現在）。また、平成25年度に入ってから代替自動車等が一定数取得されている。 したがって、26年度以降も、被災者による代替自動車等の取得が継続すると見込まれることから、本特例の適用期限を延長する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-----|----------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 【政策評価体系図における要望の措置の位置付け】 ○復興庁政策評価体系（※平成 25 年度復興庁政策評価実施計画の別紙） 施策（4）東日本大震災からの復興に係る施策の推進 |
| | 政策の達成目標 | 被災者が取得する代替自動車等の増加 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 延長期間：2年間 （自動車取得税に係る特例については、2年間又は自動車取得税の廃止時期まで） |
| | 同上の期間中の達成目標 | 被災者が取得する代替自動車等の増加 |
| | 政策目標の達成状況 | 被災自動車等の台数は16万台に上る一方、本特例措置が講じられてから平成25年6月末までの間、国税である自動車重量税の特例措置を受けた代替自動車等の台数は約5万5千台であり、被災自動車等の台数の約3割強にとどまっている等、代替自動車等の取得は今後も継続することが見込まれる。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | |
| | 要望の措置の効果見込み （手段としての有効性） | 本特例により、被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第46条に基づく措置 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 本特例措置は、被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担を軽減するための措置であり、対象としての的確である。 |
| | ページ | 6—2 |

| | |
|---|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>【自動車取得税】 12,144 台（平成 24 年度） 【自動車税】 － 【軽自動車税】 －</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>－</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>本特例により、被災者が被災自動車等の代替自動車等を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>－</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>－</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成 23 年度創設</p> |